令和6年度

「障害者職業生活相談員資格認定講習」のご案内

障害者の雇用の促進等に関する法律第７９条により、障害者を５人以上雇用している事業所では、従業員の中から障害者職業生活相談員を選任し、所轄の公共職業安定所に届け出ることが義務づけられています。

今般、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部では、令和６年度障害者職業生活相談員資格認定講習を以下のとおり開催することといたしましたので、ご案内いたします。

この講習では、雇用対策・制度やその特性に応じた雇用管理の方法など、障害者雇用に関する幅広い基礎知識を得ることができ、受講後には修了証書が授与されます。

障害者を今後採用しようとお考えの事業所においても、従業員が障害者の雇用管理方法など実務的な知識を習得することにより、障害者雇用に対する不安や課題を軽減することができますので、是非、受講をご検討ください。

会場	開催日	受講定員	申込期限
福井県中小企業産業大学校（福井市）	令和6年 11月 12 日(火)から 13 日(水)	50名	令和6年 10 月 25 日(金)

※この講習は、2日間(講習時間合計12時間)で、ひとつの課程となります。

◆受 講 料 ： 無料

◆受講対象 ： 障害者を雇用している福井県内の事業所に勤務する方で、当該事業所の障害者職業生活相談員に選任される、若しくは選任予定の方。
なお、受講申込が定員に達した場合、以下の(1)～(3)の方を優先し、受講を調整させていただくことがございます。

(1)障害者職業生活相談員の資格を有する者がいない選任義務事業所において、相談員として選任が予定される者

(2)選任義務事業所において、既に相談員として選任されていた者が、人事異動等により当該業務の遂行が困難となったことに伴い、新たに相談員として選任が予定される者

(3)当該年度中に、雇用障害者の増加により選任義務事業所となる見込みである事業所において、相談員として選任が予定される者

（※過去にこの講習を受講した方の再受講はできませんので、ご注意ください。）

◆申込方法（メール）　：　別紙「受講申込書」に必要事項を入力し、パスワードを設定のうえ、メールに添付して当機構福井支部まで送信してください。

〇パスワードは、別途メールにてご連絡ください。
〇申込メールの本文には、以下の情報を記載してください。
事業所名　、　担当者名　、　電話番号

※お申し込みいただいたメールアドレスへ、3営業日以内に受付完了のメールをお送りします。機構からのメールがない場合はお手数ですが、お電話にてご連絡ください。

◆申込方法（その他）　：　郵送またはFAXでのお申し込みも可能です。
郵送の場合は、特定記録・簡易書留郵便等をご利用ください。

◆受講決定　：　受講が可能となった事業所の担当者様に、「受講決定通知書」をお申込みいただいたメールアドレスあて送付いたします。

◆申し込み・お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部　高齢・障害者業務課　　担当：秋山
〒915-0853　越前市行松町 25-10 ﾎﾟﾘﾃｸｾﾝﾀｰ福井内
URL：　https://www.jeed.go.jp/location/shibu/fukui/

当機構のホームページでもご案内しています。
受講申込書を掲載しています。

TEL　：(0778)23-1021　FAX：(0778)23-1013
MAIL：fukui-kosyo@jeed.go.jp